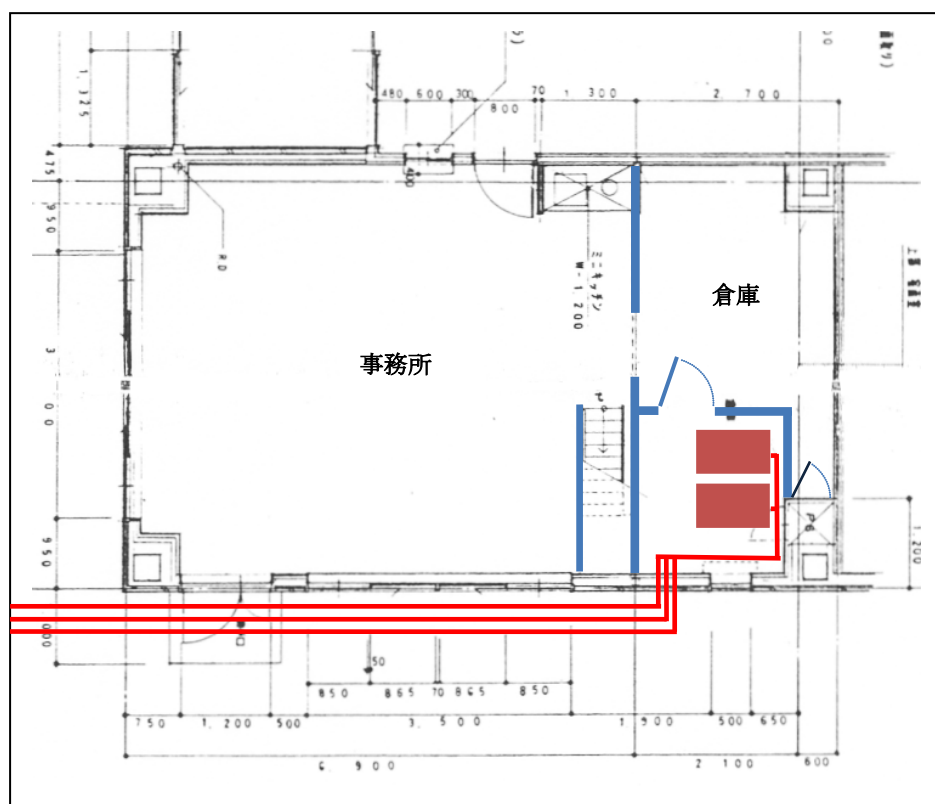


ロードヒーティング用ボイラー室造作

平成 8 年春、ロードヒーティング設備工事が建物所有者の同意を得ることなく行われた。
この造作は安全性を無視した造作であった。

平成 15 年、(株)博善社に対してこの造作についての説明を求める照会文を送付したが、(株)博善社からは造作について何ら明らかにしない責任を回避しようとする内容の回答文が平成 15 年 12 月 11 日に FAX されてきた。

造作部平面図



- 間仕切壁(非不燃)
- ロードヒーティング用ボイラー
- パイピング
- ボイラー室ドア
- 点検口(位置変更)



- ・不燃材料を使用していない。



- ・不燃材料を使用していない。
- ・自動火災報知機未設置。
- ・地中梁貫通。
- ・既存床除去。
- ・既存壁除去。
- ・既存天井除去。



- ・□点検口位置変更。
- ・コンセント設置。
- ・排気筒による外壁貫通。
- ・パンフードによる外壁貫通。





- ・地中梁貫通部の主筋及びアバラ筋の必要カブリ厚さ（5 cm以上）がない。
- ・貫通部埋め戻しの後処理モルタル充填が、為されていない。

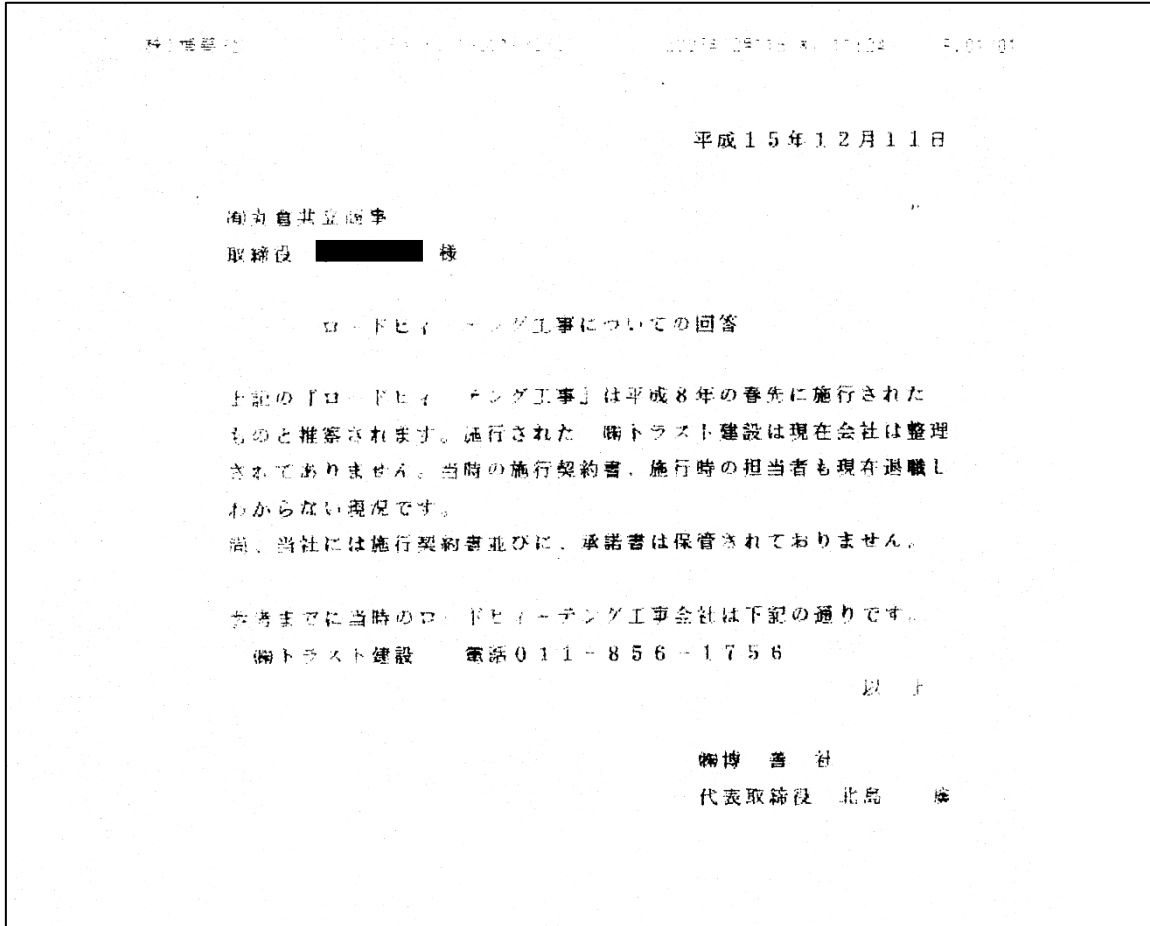
灯油配管



ロードヒーティングボイラー用給油
ホームタンク

少量危険物貯蔵取扱所設置届出書は提出されていなかった。

㈱博善社回答文書



㈱博善社は施工時の担当社員は退職し、施行契約書は保存されていないと述べている。施工したと述べている㈱トラス建設は㈱トヨホクの子会社であり、㈱トヨホクはロードヒーティング施工会社である。

㈱博善社代表と㈱トヨホク代表は知人であることから㈱博善社代表が㈱トヨホク代表に工事を依頼し、㈱トヨホクが施工を行ったとするのが自然である。

㈱博善社にとって、施工会社が㈱トヨホクであるということを明らかに出来ない何らかの理由があったものと思われる。